

## 二次検査等費用補助 2020年度実施要領について

定期健康診断での健診結果に対する、二次検査・受診に対する費用補助についてお知らせします。  
2018年度から、項目によって健診機関ごとの基準ではなく、豊島健保内で統一した基準を設け、その基準に従って検査費用や受診費用の補助を実施しています。

### 二次検査等の費用補助について

当健保では疾病の早期発見・早期治療のために、健診結果が二次検査や受診が必要と思われる方への検査・受診費用補助を行います。

健診によって分かるからだのサインを見逃さず、必要なメンテナンスをお願いします。

#### ◎対象者

被保険者(年齢は問いません)

#### ◎補助金額

合計1万5千円まで(1万5千円を超えたものは自己負担)

#### ◎対象期間

2020年4月～2021年2月受診の二次検査等について(2021年3月までに請求書提出)

#### ◎補助の適用条件について

- ・当健保の実施する定期健診にて当組合「二次検査等補助基準」に該当する場合に、補助額を支給する。  
検査補助:「検査費用のみ」の項目については、実際に医療機関での当該項目に関する検査費用のみ(初診料、治療費等は補助対象外)を支給する。胃部X線・便潜血は、検査代を項目毎の定額まで支給。  
受診補助:定期健診後の初回受診について、項目毎の定額を上限として支給。(上限以上は自己負担)  
生活習慣関連(血圧、脂質、糖代謝、尿酸)での受診について該当項目数により、別表の通りとなります。

※2018年度より、健診機関の基準で要再検査・精密検査に該当しても、当組合基準に該当しない場合は、補助対象となりませんのでご注意ください。逆に要精検等でなくても補助対象となるケースもあります。

- ・定期健診(一次検査)から3ヶ月以内に二次検査を受診していること。

※但し、2020度に関してはコロナ感染症予防の観点から、当面、健診後6カ月以内迄を対象とします。

- ・早期発見が目的のため、すでに治療中の科目に係る検査は、補助対象外となります。  
(前年度以前に二次検査を受診し、経過観察となった場合も医師の監察下として二次検査補助対象外となります。  
医師と相談のうえ、定期的にチェックする様にしてください)
- ・健診補助による検査(脳ドック・肺ドック・乳がん・子宮頸がん検査)後の精検は、二次検査等費用補助の対象外です。  
定期健診時に前述の検査を実施した場合も同様に対象外となります。

#### ◎補助金請求について

定期検査毎に1件の請求にまとめてください。

二次検査等受診後に、別紙「二次検査等補助金請求書」に、

- ①定期健診の健診結果コピー
  - ②二次検査等の領収書原本(検査項目が明記されたもの)
  - ③二次検査等の検査結果表コピー(結果表がなく口頭での説明の場合、検査結果を補助金請求書に記載)
  - ④本人名義の通帳またはキャッシュカードのコピー(給与指定口座の場合はその旨を記載)
- を添付して健保へ請求してください。

※二次検査等を受ける際は、必ず健康診断の結果を医療機関へ持参し、相談の上受診して下さい。

その他、ご不明な点は、健保へお問い合わせください。